【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年11月14日

【会社名】 株式会社ショクブン

【英訳名】 SHOKUBUN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒川真太郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 名古屋市守山区向台三丁目1807番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月29日に提出いたしました第40期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当該連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると 判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断しました。従って、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制 は有効でないと判断しました。

記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第40期から第41期の有価証券報告書及び第40期第3四半期から第42期 第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった経緯は、当社の平成30年3月期第2四半期中に、過年度における勤怠 管理が適切に行われていなかった事実に伴い、売上原価及び販売費及び一般管理費が過少に計上されていたことが判 明したことによります。

この事実は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社の決算・財務報告プロセスに関連する内部統制及 び給与計算に係る業務プロセスの開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止策に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

就業規則の改訂及び出退勤時間の打刻徹底

コンプライアンス意識の向上

労務管理に関するガバナンス体制及び内部監査体制の強化